

様式4

南相馬市監査委員公表第8号

平成30年9月26日付け南相馬市監査委員公表第7号で公表した監査結果報告について、地方自治法第199条第12項の規定に基づき南相馬市長から平成30年10月17日付け30財第796号により措置の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成30年10月25日

南相馬市監査委員 小澤 政 光

南相馬市監査委員 今 村 裕

監査結果に係る対応状況報告書

生活環境課	
監査結果 (指摘事項)	改善措置
<p>予算の債務負担行為を計上していなかったもの</p> <p>南相馬市高齢者運転免許証自主返納支援事業については、免許返納者 1 人につき 1 回限り、タクシー利用券 10,000 円分を交付している。利用できる期間は交付決定を受けた日から 3 年以内となっており、市からタクシー事業者への支払いが翌年度以降にも発生するが、予算の債務負担行為の計上をしていない。</p> <p>地方自治法第 214 条により、歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、市が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならないことから適正な予算計上をされたい。</p>	<p>【事業の経過】</p> <p>本事業は、自動車等の運転に不安を持つ高齢者が、運転免許証を自主返納しやすい環境を提供し、運転免許証の自主返納を推進することにより、高齢者が当事者となる交通事故の減少を図ることを目的に平成 29 年 6 月より実施している。</p> <p>【事務改善】</p> <p>1 2 月補正予算に「債務負担行為補正」を計上する。</p> <p>債務負担行為の補正内容</p> <p>期間：平成 30 年度分として、平成 31 年度（2019 年度）、平成 32 年度（2020 年度）、平成 33 年度（2021 年度）を設定</p> <p>※平成 31 年度以降、当初予算編成時に設定するものとする。</p> <p>限度額：文言設定</p> <p>(案) 免許返納タクシー利用券交付を行った者の給付額が南相馬市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱に定める交付上限に達するまでの残額</p> <p>なお、平成 31 年度までの 3 ヶ年の実施状況を踏まえ、平成 32 年度以降に向けた事業の見直し等を他自治体の先進事例などを参考に検討していく。</p>